

# 文教厚生常任委員長報告

令和3年12月20日

今期定例会において、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案7件及び陳情2件のうち、先ほど本会議において議案の撤回が承認されました議案第131号 地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期目標を定めることについてを除き、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第117号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託を受けた部分についてであります。

本案は、専決第17号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第14号）について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出については、衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種事業費8,427万7千円が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「最近ではコロナ感染拡大が小康状態ではあるが、現在、変異株の『オミクロン株』が国内でも感染確認され、感染拡大が心配されている。このため、国の方針により3回目のコロナワクチン接種が実施されることとなった。そのようなことから、3回目接種については、1、2回目接種の経験を生かし、特に接種予約については、混乱が生じないよう万全な対応をお願いしたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第123号 西都市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 124 号 西都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、施設と保護者との手続きに関して、電磁的方法による対応を可能とすることについて、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 128 号 令和 3 年度西都市一般会計予算補正（第 18 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、民生費に介護給付費・訓練等給付費や、教育費に市民武道場改修事業費などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 129 号 令和 3 年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第 2 号）についてであります。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金など、総額 931 万 9 千円を減額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 132 号 財産の無償譲渡についてであります。

本案は、用途を廃止した旧山村憩いの家を土地所有者へ無償譲渡するものであります。

本案につきましては、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 5 号 西都児湯医療センター理事長解任に関する陳情であ

ります。

本陳情の願意は、西都市長橋田和実氏による西都児湯医療センター理事長濱砂重仁氏の11月30日付解任は、当センターの現状を十分に把握されておらず、また市民の意見はもとより、関係機関とも協議されずに橋田市長の独断で行われたものであり、市民のニーズとはかけ離れたものであるとの立場から、濱砂理事長の解任の取り下げとともに今後も濱砂重仁理事長のもとでの政治に左右されない医療機関として安定した運営を行なってもらいたいというものでありました。

本陳情につきましては、ある委員より、

「陳情の趣旨が『当センターの現状を十分に把握されていない』、『関係機関とも協議されていない』、『市民のニーズとはかけ離れたものである』などとして現状とはかけ離れていることを挙げられていること。陳情者に地域づくり協議会会長、区長等の名前が連記されており、市の条例に定められた仕事をされている立場であることから、このことが法律に抵触しないのか疑問に感じている。濱砂理事長は東米良地区に対して、多大な貢献をされていることは理解し、感謝している。しかし、医療センターは現在大きな赤字となっており、令和3年度も赤字の見込みであることから将来が不安である。また、当センターの赤字は行政が負担することになり、市民の税金が投入されることにつながり、そのことも大変不安に思っているため、賛成できない」との反対討論がありました。

また、ある委員より、

「陳情の願意は、冒頭の趣旨に記載されているが、『西都市長橋田和実氏による西都児湯医療センター理事長濱砂重仁氏の11月30日付解任は、当センターの現状を十分に把握されておらず、また市民の意見はもとより、関係機関とも協議されずに橋田市長の独断で行われたものであり、市民のニーズとはかけ離れたものである』との立場から『濱砂理事長の解任の取り下げとともに今後も濱砂重仁理事長のもとでの政治に左右されない医療機関として安定した運営を行なってもらいたい』と、3項目の理由が述べられている。趣旨、理由はそのとおりであり、願意妥当と認め採択すべきものと考え、賛成したい」との賛成討論があり、

採決の結果、「願意妥当」と認め、多数をもって採択すべきものと決ま

した。

次に、陳情第 6 号 西都児湯医療センター理事長の解任に関する陳情書であります。

本陳情の願意は、橋田市長が西都児湯医療センター濱砂重仁理事長を 11 月 30 日を以って解任する事に対して撤回を強く要望するものであります。

本陳情につきましては、ある委員より、

「陳情者である『西都を愛する会 代表 五島哲也氏』は妻北地域づくり協議会会長であり、市全体の会長でもある。西都を愛する会の代表として提出されているが、妻北地域づくり協議会会長として名前が広く知られている。よって、市の条例に定められた仕事をされている立場であることから、このことが法律に抵触しないのか疑問に感じるとの理由により誤解を招く行為ではないかと思い、賛成できない」との反対討論がありました。

また、ある委員より、

「冒頭、『私どもは橋田市長が西都児湯医療センター濱砂重仁理事長を 11 月 30 日を以って解任する事に対して撤回を強く要望します』との趣旨のもと、2 項目の理由が述べられている。本陳情の趣旨、理由は、この間の濱砂重仁理事長に対する『辞職勧告通知から理事長解任通知』、そして『解任処分の効力を停止する』との宮崎地裁の判断に至る経緯、また、橋田市長出席のもとで行われた市議会全員協議会、文教厚生常任委員会での質疑、また文教厚生常任委員会における西都市西児湯医師会会長等の参考人招致における質疑等の経緯等から、趣旨、理由はそのとおりであり、願意妥当と認め採択すべきものと考え、賛成したい」との賛成討論があり、

採決の結果、「願意妥当」と認め、多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。